

## 第 4 回 会議資料に関する意見・要望

令和 8 年 8 月 24 日  
検討委員会 委員

### 趣旨

宿泊税を導入する場合、宿泊事業者は特別徴収義務者として徴収・申告・納付・説明等の実務を担い、宿泊者にとっては実質的な支払額の増加となり、事業者にとっては売上税である。一方、税収の効果が宿泊者・宿泊事業者に見えにくい使途では、負担だけが宿泊業に集中する懸念がある。

そのため、導入の可否にかかわらず、制度化する場合には「宿泊者数・宿泊数の増加」「宿泊施設の競争力向上」「徴収実務の十分な補償」を明確な柱とし、下記の事項を制度上担保することを求める。

また、観光全般に使うため、宿泊事業者以外から徴収する「観光税」を別途制度化すべきである。

### 要望 1 導入目的の修正 「滞在するから宿泊する → 宿泊するから滞在する」

素案では、順番が逆である。過去の入湯税失敗からの学びが活かされていない。

まず、観光客は「滞在を長時間化すれば宿泊をする」わけではない。宿泊先は来訪前に決まっており、長時間滞在とは無関係である。道の駅にのみ長時間滞在しても観光全体の波及が少なく、ゲートウェイとして機能不全となる。

「宿泊をするから滞在が長時間化する」と考えるべきで「宿泊先として米沢を事前に選ばせられるか」の具体策が宿泊客の増加と観光消費額の拡大、ひいては入湯税や法人税も含めた税収増につながる。

昼中心の長時間滞在を実現できても他の地域に泊まるため、負担と受益の不一致となる。宿泊に繋がらない施策には宿泊税を使うべきではない。「滞在型」という曖昧な表現ではなく、「宿泊型」の観光都市を目指すべきである。

法定外目的税として、「観光」が目的である。先日の建設常任委員会にあった「観光だけでなく街全体に」という曖昧な使用（骨抜き）が行われないよう、宿泊事業者を含めた第三者機関が事業開始前の「承認」、事後の「検証」を行える仕組みとすることを要望する。

### 【素案】

米沢の多彩な観光資源の魅力の向上や観光客受入体制の充実、国内外の観光需要の獲得に向けた情報発信、その他宿泊客の増加や交流人口、関係人口の拡大に資する取組等、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

↓

### 【改善案】

「宿泊を起点」として米沢での滞在時間を延ばし、地域の多彩な観光資源をより深く楽しんでもらうことで、観光消費や地域との交流を拡大するために、観光資源の魅力向上、観光客受入体制の充実、国内外の観光需要の獲得に向けた情報発信等に取り組み、「宿泊客の増加」と交流人口・関係人口の拡大を通じて、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

### 要望 2 一般財源の代替禁止を制度的に担保する

宿泊税は新規事業・既存事業の拡大に充当するとされているが、既存の観光関連一般財源を減額して宿泊税に置き換えることがないよう、基準年度・比較方法を定め、毎年度公表を求める。既存事業の拡大には明確なルールを設けなければいけない。

具体的には、宿泊税導入前 3 年度の観光関連事業に対する一般財源充当額の平均を基準額とし、導入後も原則として当該水準を維持する。既存事業に宿泊税を充当する場合は、新設又は拡充分を原則とし、従来一般財源で実施していた部分を宿泊税に置き換えない。毎年度、総額ではなく「事業ごと」の一般財源充当額、

宿泊税充当額及び前年度からの増減を公表する。基準額を下回る場合には、その「理由」を公表し、宿泊事業者を含む第三者による「検証」を行う。

### **要望3 税収の一定割合（最低5割）を「宿泊増」に直結する施策へ**

宿泊するから滞在する。宿泊者数、延べ宿泊数、平均宿泊日数、宿泊消費額の増加に直接つながる施策へ、税収の一定割合を優先配分し、成果が出ない場合には増額する。

#### **・宿泊施設への直接支援枠を設定**

宿泊施設の改修、省力化、DX、ユニバーサル、多言語化、人材確保・育成、事業承継等を対象とする支援制度を設ける。

#### **・宿泊者限定特典を目玉施策とする**

宿泊者限定クーポン、地域商品券、交通・観光施設特典等を創設し、宿泊税を負担した宿泊者に『泊まるほど得をする』形で見える還元を行う。

### **要望4 特別徴収における宿泊事業者の負担を減少させる**

#### **・特別徴収事務交付金を拡充**

現素案3.0%を最低水準とし、導入後5年間は3.5%以上、電子申告・キャッシュレス対応等を加味した上乘せ措置を検討する。

#### **・システム改修費は交付金と別枠で補助**

PMS・会計システム・領収書対応等の初期改修費を、特別徴収交付金とは別に実費で補助する。

#### **・小規模事業者の申告納付を簡素化**

一定要件を満たす場合の3か月ごとの申告納付を積極適用し、小規模事業者は原則半年納付とするなど、事務負担を減らす。

### **要望5 宿泊事業者以外にも相応の負担を求める**

宿泊税による誘客の恩恵を受ける飲食・物販・観光・交通等の事業者にも、観光税・観光協力金など受益に応じた負担の仕組みを設ける。

### **要望6 使途決定・評価・制度見直しに宿泊事業者が参画**

過去の入湯税のように一般財源化しないよう、毎年度の事業選定、予算配分、事後評価に宿泊事業者が継続的に参画する仕組みを設け、制度変更時にも必ず宿泊事業者とともに検討することを明記すること。

宿泊者数、延べ宿泊数、平均宿泊日数、宿泊消費額等をKPIとして設定し、事業ごとの予算・実績・効果を公表すること。効果が乏しい事業は見直し、効果が大きい事業は拡大する。

### **要望7 課税免除として入湯税額を控除**

入湯税も観光振興として使われており、宿泊税との線引きが曖昧である。二重払いが懸念されるため、課税免除として、宿泊税額から入湯税150円を免除するよう求める。

### **要望8 定率の場合の食事料金の計算**

宿泊税が定率となった場合、一泊二食付きの料金から食事と宿泊を分け、宿泊分に税率をかけて計算することになる。食事分については、基本料金のうち夕食30%、朝食20%として計算することを求める。

### **要望9 県が制度化された場合の柔軟な対応**

県が定率、市が定額。またはその逆など、2つの仕組みが混在すると現場の処理は困難を極める。もしも県が導入された場合は、事業者側は1つの仕組みのみで完結するよう求める。

## 宿泊事業者からの懸念事項

| 懸念点                    | 内容                                                                                           |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宿泊者から見れば実質的な値上げになる     | 宿泊税は宿泊料金と別表示でも、宿泊者の総支払額は増える。入湯税を徴収する温泉旅館では負担感が重なり、価格競争力への影響が懸念される。説明やクレーム対応などコストアップが確実に生まれる。 |
| 使途が広すぎると宿泊業への還元が薄まる    | 現素案の使途には DMO、観光コンテンツ、情報発信、施設管理、人材育成等が幅広く含まれるため、宿泊事業者・宿泊者への直接的な還元額が不明確。                       |
| 『既存事業の拡大』が一般財源の実質代替になる | 一般財源の代替をしないとされている一方、既存事業の拡大も対象であるため、基準を明確にしなければ実質的な置換が起こりうる。                                 |
| 基金が積み上がるだけになる懸念        | 基金の目的・上限・取崩条件が曖昧なままでは、使用と効果が見えにくくなる可能性がある。使用時には、国の補助金を合わせて活用する、宿泊事業者を含む第三者機関で決めるなど仕組みが必要。    |
| 新たな宿泊施設建設に使われる懸念       | 道の駅にホテルを建設するなど、既存事業者が徴収した税や宿泊税によって軽くなった既存観光予算を新規宿泊施設の建設に充てることは民業圧迫であり、断固反対であり、条文中で担保すべきである。  |
| 毎月申告は小規模施設ほど相対負担が大きい   | 徴収・集計・申告・納付・帳簿管理を毎月行うことは、少人数で運営する施設ほど負担が重い。                                                  |

## 宿泊税のメリットを大きくするための具体案

- **宿泊者限定「米沢滞在特典」** 宿泊者に QR 等を付与し、観光協力金を負担する加盟店、観光施設、交通等で特典を受けられる仕組みを作る。宿泊税を『負担』ではなく『宿泊者限定サービスの原資』として見える化する。
- **閑散期の宿泊需要創出** 平日・冬季・閑散期に限定した宿泊クーポン、連泊特典、2泊目支援等に活用し、年間を通じた稼働平準化を図る。
- **宿泊施設高付加価値化支援** 客室・浴室・トイレなどの施設の高付加価値化改修、ファザード改修、DX、省力化、人材教育、外国語対応等を対象に宿泊税を原資とした補助制度を設ける。
- **市内の観光施設との連携** 宿泊施設は、道の駅のまちなびカードの割引額や参画料を補填する。市内イベントや小野川白布線の路線バスを宿泊者は無料化するなど「宿泊するから滞在する」を仕組み化する。
- **国・県補助金との組合せ** 宿泊税を単独で使うのではなく、国・県補助金の自己負担分・協調財源として活用し、税収当たりの事業規模を拡大する。一定額以上の大規模事業は必ず補助金を併用するルールとする。
- **廃業・廃墟化予防** 宿泊施設の事業承継、改修、除却等の支援を行い、観光地の景観悪化・宿泊供給力の低下を予防する。国の補助金と併用し、廃墟の解体やリノベーションを行う。

以上